

貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会（第1回）

日 時：平成20年9月25日（木）

10:00～12:00

場 所：合同庁舎2号館低層棟

共用会議室2A

議 事 次 第

1. 開 会
2. 自動車交通局旅客課長挨拶
3. 委員紹介
4. 委員長挨拶
5. 貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会の設置について
6. 他事業における評価制度について
7. 検討の視点について
8. 事業者等アンケート・ヒアリング調査について
9. 閉 会

○ 配布資料

- ・ 資料1 検討委員会委員名簿
- ・ 資料2 配席図
- ・ 資料3 貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会の設置について
- ・ 資料4 検討委員会スケジュール（案）
- ・ 資料5 他事業における評価制度調査結果
- ・ 資料6 検討の視点（案）
- ・ 資料7 事業者等アンケート・ヒアリング調査方法（案）
- ・ 参考資料1 「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告
- ・ 参考資料2 他事業における評価制度調査結果（詳細版）

貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会委員名簿

寺田一薰 東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授
鈴木文彦 交通ジャーナリスト
清水勝一 独立行政法人自動車事故対策機構理事
下谷内富士子 社団法人全国消費生活相談員協会理事長
米谷寛美 社団法人日本旅行業協会事務局次長
小久保正保 社団法人全国旅行業協会事務局長
池田浩 株式会社ジェイティービー旅行事業本部国内企画部長
青木正勝 ワールド自興株式会社代表取締役
野平昭憲 社団法人日本バス協会常務理事
篠原瑛 株式会社はとバス専務取締役
小林正夫 株式会社フジエクスプレス代表取締役社長
神山泰雄 株式会社ふじばす代表取締役
梅田勝治 杉崎観光バス株式会社代表取締役専務
坂本榮 全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局次長
加藤隆司 国土交通省総合政策局観光事業課長
山崎篤男 国土交通省自動車交通局安全政策課長
奥田哲也 国土交通省自動車交通局旅客課長
松本年弘 国土交通省自動車交通局旅客課参事官
小林豊 国土交通省関東運輸局自動車交通部長

(順不同、敬称略)

貸切バス事業者の安全性等評価・ 認定制度検討委員会(第1回)配席図

資料2

独立行政法人 清水事務機関 事務機関	東京海 洋通 信大 寺田 教工 授海 授洋 科工 学部	交通ジャーナリスト 鈴木様	社団法人 生活相談会 下谷内理 員消費協 事長
--------------------------	---	------------------	-------------------------------------

社団法人日本バス協会
野平常務理事

株式会社はとバス
篠原専務取締役

株式会社フジエクスプレス
小林代表取締役社長

株式会社ふじばす
神山代表取締役

杉崎観光バス株式会社
梅田代表取締役専務

自動車交通局旅客課
奥田課長

自動車交通局旅客課
松本参事官

自動車交通局旅客課
黒須地域交通政策企画官

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(事務局)			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

社団法人全国旅行業協会
松田経営調査部長
(小久保委員代理)

株式会社ジェイティービー
旅行事業本部
池田国内企画部長

ワールド自興株式会社
青木代表取締役

全日本交通運輸産業
労働組合協議会
坂本事務局次長

総合政策局観光事業課
加藤課長

自動車交通局安全政策課
山崎課長

関東運輸局自動車交通部
小林部長

自動車新輸送二井サニーバス室 交通局客室長 輸送室 二井サニーバス室 客室長 対策室	自動車新輸送島田サニーバス官 交通局客室長 輸送室 島田サニーバス官 客室長 対策室	自動車新輸送松野係 交通局客室長 輸送室 松野係 客室長 対策室	東京海上日動車両研究所 自動車主幹研究員 海上日動車両研究所 主幹研究員 R C ブルース会社
---	---	---	--

貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会の設置について

1. 背景・目的

平成19年2月に大阪府吹田市で発生した貸切バスの重大事故を契機に、国土交通省、貸切バス事業者、旅行業者、両業界の団体、労働組合の実務者をメンバーとする「貸切バスに関する安全等対策検討会」を開催し、貸切バスに関する安全性の確保、質の向上に向けた方策について検討を行い、同年10月に報告がとりまとめられた。

同報告において、「安全等に対する取り組みを、どの事業者が適切に行って いるか利用者から見た場合に不明で、質の良い事業者が選ばれるとは限らない」、「安全性等の質よりも運賃の高低が優先される場合がある」といった問題点が指摘され、その対応として、貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築(事業者評価の実施)について提言されたところである。(別紙参照)

このため、利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取組状況等について評価・公表する貸切バス事業者の評価・認定制度について検討を行う。

2. 主な検討内容

(1) 評価・認定基準について

- ・ 評価項目
- ・ 認定方法
- ・ 有効期間
- ・ その他事業者評価に必要な評価・認定基準

(2) 評価・認定の実施主体及び実施方法について

- ・ 評価・認定の実施主体に求められる要件
- ・ 評価・認定の実施主体
- ・ 評価・認定の実施方法

(3) 利用者への情報提供方法について

- ・ 利用者に対する効果的な情報提供のあり方

「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告 (抜粋)

2. 貸切バス事業者の質を向上させるための方策について

(1) 貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築（事業者評価の実施）

《問題点》

- ・ 安全等に対する取り組みを、どの貸切バス事業者が適切に行っているか利用者から見た場合に不明。
- ・ 旅行業者との取引においては、貸切バス事業者の安全性等の質よりも運賃の高低が優先される場合もあるとの指摘。
- ・ 事業者の安全に対する取り組みについて情報提供していくことは、旅行業者、利用者が優良なバス事業者を選択できるとともに、事業者の安全・安心や環境に対する取り組みを推進する上で有効。

《対 応》

- 国土交通省において、事業者の安全等に対する取組み状況について、評価・公表する仕組みを検討。また、本制度の構築に合わせて、ツアーのパンフレット等へバス事業者の安全情報等を記載することについて検討【1年～2年以内】

貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度検討委員会スケジュール（案）

平成 20 年

- 9月25日(木) 第1回
- ・ 他事業における評価制度の報告
 - ・ 事業者等アンケート・ヒアリング調査の検討
 - ・ 今後の進め方

- 11月下旬 第2回
- ・ アンケート・ヒアリング調査／重大事故分析結果の報告
 - ・ 評価・認定基準の検討
 - ・ 評価・認定基準の試行方法の検討

平成 21 年

- 1月下旬 第3回
- ・ 評価・認定基準試行結果の報告
 - ・ 実施主体に求められる要件及び実施方法の検討
- 2月中旬 第4回
- ・ 情報提供方法の検討
 - ・ とりまとめ（案）
- 2月下旬 第5回
- ・ 最終とりまとめ

他事業における評価制度調査結果

検討の視点（案）

1. 目的

利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取組状況等について評価・公表する貸切バス事業者の評価・認定制度を構築することにより、貸切バス事業者の安全性の確保及び質の向上を図る。

2. 前提

- 評価・認定は、「安全性」に係る項目について行う。
 - ・ 「安全性」の他、「財務の健全性」「顧客対応の質」「環境への負荷」等も考えられるが、安全の確保を目的とした評価・認定制度であるため、利用者が「安全性」について判断できる評価・認定制度を検討。
- 評価・認定は、申請に基づき行う。
 - ・ 利用者が「優良な貸切バス事業者」を選択できる仕組みの構築を意図しており、評価認定の義務化は意図していない。
 - ・ 評価・認定を実施するためには、事業者の協力が必要。
- 評価・認定の実施主体は、国以外とする。
 - ・ 国の事務として、評価・認定を行うことは適当でない。

3. 具体的な視点

- 公正・客観的に評価・認定を行うためには、どうあるべきか。
(評価項目、実施主体についての議論)
- 事業者が積極的に評価・認定を受けるためには、どうあるべきか。
(実施方法、情報提供方法についての議論)
- 利用者が活用しやすい制度にするためには、どうあるべきか。
(評価項目、評価単位(企業/事業所)、情報提供方法についての議論)

事業者等アンケート・ヒアリング調査方法（案）

1. 目的

貸切バス事業者、旅行業者、利用者、両業界の団体及び労働組合に対してアンケート調査、ヒアリング調査を行い、評価・認定制度の評価項目、認定方法、実施主体、情報提供方法についての意向を把握し、評価・認定制度の構築の参考とする。

2. アンケート調査

(1) 貸切バス事業者

日本バス協会加盟の事業者約 400 社に対して実施予定。

(2) 旅行業者

日本旅行業協会加盟の事業者十数社、全国旅行業協会加盟の事業者約 100 社に対して実施予定。

(3) 利用者

貸切バスを利用した経験がある人、約 2,000 名程度に対して、インターネットリサーチを利用して実施予定。

(4) アンケート内容

資料 7 別紙 1 のとおり。

3. ヒアリング調査

(1) 社団法人日本バス協会

(2) 社団法人日本旅行業協会

(3) 社団法人全国旅行業協会

(4) 全日本交通運輸産業労働組合協議会

(5) 貸切バス事業者、旅行業者

〔 上記アンケートの結果を踏まえ、必要に応じてヒアリングを行う。 〕

アンケート(ヒアリング)調査項目まとめ

資料7 別紙1

		関係団体		労働組合	
		日本バス協会	日本旅行業協会	全国旅行業協会	全日本交通運輸産業労働組合協議会
現状	関係者に関する情報 貸切バスに関する知識・印象 従来の貸切バス事業者選定方法	問1, 2, 3, 4 問3, 4, 5	問1, 2 問2, 3, 7 問1	性別・年齢・地域等調査 ヒアリング実施 ヒアリング実施	ヒアリング実施 ヒアリング実施
評価項目	審査項目 法令順守状況 事故・違反状況 安全管理体制・取組状況 環境改善管理体制・取組状況 サービスレベル	問5 問6 問4	問5 問6 問4	ヒアリング実施 ヒアリング実施 ヒアリング実施	ヒアリング実施 ヒアリング実施 ヒアリング実施
認定方法	書類審査 現地審査	問6, 7	問6, 7	ヒアリング実施 ヒアリング実施	ヒアリング実施 ヒアリング実施
更新の取扱	有効期間 評価項目 定期審査(除更新)	問6, 7	問6, 7	ヒアリング実施 ヒアリング実施	ヒアリング実施 ヒアリング実施
実施方法	実施主体 審査・評価機関 費用	問7, 8	問7, 8	ヒアリング実施 ヒアリング実施	ヒアリング実施 ヒアリング実施
活用・周知・公表	評価ができた場合の活用方法 運営主体のHP等での公表 掲示可能な証票の付与等 アンケート対象数(予定)	問8, 9 約400社	問5, 6 100社強	ヒアリング実施 ヒアリング実施 約2000人	ヒアリング実施 ヒアリング実施

アンケート質問項目（貸切バス事業者）

国土交通省では、平成19年度に開催した「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告において利用者が安心して貸切バスを利用できるよう、貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築について提言がなされたことを受け、今年度、検討委員会を設置し、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取組状況等について評価・認定する制度について検討を行っております。

新制度の検討に当たり、貸切バス事業者の皆様方のご意見を参考とさせていただきたい、以下の質問にお答えください。アンケートは3ページあります。

【貴社の状況について】

問1 貴社が貸切バス事業を開始されたのはいつですか。

年 月

問2 貴社の平成20年3月末での貸切バスの保有車両台数を教えてください。

- ① 大型 台
- ② 中型 台
- ③ 小型 台

問3 貴社の平成20年3月末での貸切バスに係る従業員数及び運転者数を教えてください。

- ① 従業員数 : 名
- ② 運転者数 : 名

問4 貴社の貸切バスの運行形態別の年間販売件数を教えてください。(平成19年4月1日～平成20年3月31日の実績をご記入ください。)

	自社扱い	旅行業者扱い	合計
団体旅行	件	件	件
修学旅行	件	件	件
観光等のための企画募集旅行	件	件	件
ツアーバス	-	件	件
その他(冠婚葬祭、送迎、子供会)	件	件	件
合計	件	件	件

今後、貸切バス事業者の評価・認定制度が導入された場合についてお聞きします。

【評価・認定制度の審査項目について】

問5 現在検討中の評価・認定制度において、貸切バス事業者の安全性を、第三者が評価するにあたり、重視すべき項目はどのような項目だと思いますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- ① 道路運送法、労働基準法などの法令順守状況
- ② 事故・行政処分の実績
- ③ 従業員教育など安全に対する取組の積極性
- ④ 安全を確保するための組織・体制
- ⑤ その他 ()

【認定方法について】

問6 現在検討中の評価・認定制度において、貴社が認定を取得することを考えた場合、その審査方法としてよいと思うものを1つだけ選んでください。

- ① 書類のみの審査
- ② 書類および審査員の実地調査による審査
- ③ その他 ()
- ④ 特になし

問7 貴社が第三者に評価を受けることを想定した場合に、書類だけでは実態を把握することが難しいと考えるものがあれば、あてはまるものを全て選んでください。

- ① 運行管理に関する事項
- ② 車両管理に関する事項
- ③ 労務管理に関する事項
- ④ 事故・行政処分の実績
- ⑤ 安全性に対する取組の積極性
- ⑥ その他 ()

【評価・認定制度の活用・周知・公表について】

問8 貴社が安全性に関する評価・認定を受けた場合、どのように活用したいと思いますか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 同業の貸切バス事業者との差別化
- ② 自社従業員の安全に対する意識の向上
- ③ 顧客（利用者や旅行業者）に対する交渉力の向上
- ④ 車両、名刺、ホームページ等にステッカー（安全性評価を受けたことがわかるマーク）等を貼り付け、利用者に安心してもらう
- ⑤ 活用イメージが湧かない
- ⑥ その他（ ）

問9 顧客（利用者や旅行業者）に対し、評価・認定された事業者を周知する際に、どのような方法がよいと思いますか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 評価機関のホームページでの会社名の公表
- ② 旅行パンフレットへの記載、旅行業者から利用者へ説明
- ③ バスにステッカーを貼付
- ④ 事業所に登録証を掲示
- ⑤ バス車内でチラシを配布
- ⑥ 自社ホームページ上のPR
- ⑦ その他（ ）

問10 その他ご意見がございましたらご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

アンケート質問項目（旅行会社）

国土交通省では、平成19年度に開催した「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告において利用者が安心して貸切バスを利用できるよう、貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築について提言がなされたことを受け、今年度、検討委員会を設置し、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取組状況等について評価・認定する制度について検討を行っております。

新制度の検討に当たり、旅行会社の皆様方のご意見を参考とさせていただきたく、以下の質問にお答えください。アンケートは3ページあります。

【貴社の状況について】

問1 貴社の旅行業の登録の種類を教えてください。

- ① 第Ⅰ種旅行業
- ② 第Ⅱ種旅行業
- ③ 第Ⅲ種旅行業
- ④ 旅行会社代理業

問2 貴社で取り扱う「旅行商品全体」の年間販売件数、また貴社で取り扱う旅行商品のうち「貸切バスを利用した国内旅行商品」の年間販売件数（平成19年4月1日～平成20年3月31日）を教えてください。

- | | |
|-------------------|--------|
| ① 旅行商品全体 | _____件 |
| ② 貸切バスを利用した国内旅行商品 | _____件 |

問3 旅行企画にあたり、バス事業者を選定する際、現状では、どのようなことを重視していますか。あてはまるものを3つ選んでください。

- ① 安全性
- ② 運賃
- ③ 利用者に対する乗務員のサービスの質
- ④ 各種変更に対する柔軟性
- ⑤ 経営の健全性
- ⑥ これまでの取引実績
- ⑦ バス事業者の規模
- ⑧ 車種・車齢
- ⑨ その他（ ）

問4 貸切バス事業者の安全性を評価する際、現状では、どのようなことを最も重視していますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- ① 経営者の安全意識の高さ
- ② 自社添乗員からの報告
- ③ 利用者からの声
- ④ 外部監査の実施
- ⑤ これまでの事故・行政処分の実績
- ⑥ その他()

問5 貸切バス事業者の安全性について、現状では、どのような方法で利用者に公表していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- ① 会社としての貸切バス事業者選定基準を作成し、それを利用者に説明している
- ② 貸切バス事業者の事故実績をヒアリングし、その点を利用者に説明している
- ③ 現状、特段の説明はしていない
- ④ その他()

今後、貸切バスの評価・認定制度が導入された場合について、お聞きします。

【評価・認定制度の審査項目について】

問6 現在検討中の評価・認定制度において、貸切バス事業者の安全性を、第三者が評価するにあたり、重視すべき項目はどのような項目だと思いますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- ① 道路運送法、労働基準法などの法令順守状況
- ② 事故・行政処分の実績
- ③ 従業員教育など安全に対する取組の積極性
- ④ 安全を確保するための組織・体制
- ⑤ その他()

【評価・認定制度の活用・周知・公表について】

問7 貸切バス事業者に安全性の評価制度が導入された場合、どのように制度を活用しようとと思いますか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 同業他社との差別化
- ② 貸切バス事業者を選択するときの目安とする
- ③ 旅行パンフレットへの掲載や、旅行内容説明時に制度の説明を行うことで、利用者に安全性を示す
- ④ 顧客に対する交渉力の向上
- ⑤ 活用イメージが湧かない
- ⑥ その他()

問8 顧客（利用者）に対し、評価・認定された貸切バス事業者を周知する際に、どのような方法がよいと思いますか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 評価機関のホームページでの貸切バス事業者名の公表
- ② 旅行パンフレットへの記載、旅行企画説明時に利用者へ説明
- ③ バスにステッカーを貼付
- ④ 貸切バス事業者の事業所に登録証を掲示
- ⑤ バス車内でチラシを配布
- ⑥ 貸切バス事業者のホームページ上でのPR
- ⑦ その他（ ）

問9 その他ご意見がございましたらご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

アンケート質問項目（利用者）

<予備調査>

あなたは、この1年間で下記のいずれかの貸切バスを利用したことがありますか。あてはまるものを全て選んでください。利用されていない場合は、⑤を選んでください。

- ① 団体(会社、クラブ、ゼミ・サークル、商店街等)旅行の幹事として、貸切バスの手配をした
- ② 団体(会社、クラブ、ゼミ・サークル、商店街等)旅行の参加者として、幹事が手配した貸切バスに乗った
- ③ 旅行会社が企画・募集し、バスも含めて手配する旅行の参加者として、貸切バスに乗った
- ④ 帰省や国内旅行等で、「ツアーバス」と呼ばれる長距離バスを利用した
- ⑤ 貸切バスを利用していない

(*) 「ツアーバス」とは・・・高速道路を利用し、都市間を結ぶバスサービスのうち、旅行業者が企画・募集を行い、貸切バス事業者が運行するバスサービスをいいます。乗合バス事業者が運行する高速バスとは異なります。

①～④を選んだ方のみ本調査を行います。

＜本調査＞

国土交通省では、平成19年度に開催した「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告において利用者が安心して貸切バスを利用できるよう、貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築について提言がなされたことを受け、今年度、検討委員会を設置し、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取組状況等について評価・認定する制度について検討を行っております。

新制度の検討に当たり、利用者の皆様方のご意見を参考とさせていただきたく、以下の質問にお答えください。アンケートは5ページあります。

【貸切バスサービスについて】

貸切バスの選び方や印象について、お聞きします。

問1 貸切バスを利用するに当たり、何を基準にバス会社を選びましたか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- ① 安全性
- ② 価格
- ③ サービスの質（バスの設備の充実度）
- ④ 契約手続きの簡便性
(ホームページが見やすい、予約がしやすい、インターネットでの旅行プランの検索が容易など)
- ⑤ 旅行業者にまかせているので、特に自分で決めていない
- ⑥ その他 ()

問2 これまで、貸切バスを利用していて、安全性に対して不安を感じたことがありますか。

- ① ある
- ② ない

問2で①を選んだ方は問3にお進みください

問2で②を選んだ方は問4にお進みください

問3 どのようなことで不安を感じましたか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 交通ルール無視や制限速度超過等、全体的に運転が荒かった
- ② 運転手の対応が悪かった
- ③ 添乗員の対応が悪かった
- ④ 長時間にわたり同一の運転手が運転を継続していた
- ⑤ 乗降場所が危険な場所であった
- ⑥ 運転手が道を間違えた
- ⑦ 長時間休憩がなかった
- ⑧ 事故にあった
- ⑨ その他 ()

今後、貸切バスの評価・認定制度が導入された場合について、お聞きします。

【評価・認定制度の審査項目について】

問4 貸切バスの安全性について、評価制度を設けるとした場合、重視すべき項目はどのような項目だと思いますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- ① 道路運送法、労働基準法など法令の順守状況
- ② 事故・違反の実績
- ③ 従業員教育など安全に対する取組の積極性
- ④ 安全を確保するための組織・体制
- ⑤ その他 ()

【評価・認定制度の活用・周知・公表について】

問5 評価制度を、どのように活用したいと思いますか？

- ① 安全が第一であり、必ず認定を受けているかどうかを確認してバス会社を選ぶ
- ② 認定を受けているかどうかを確認した上で、価格も含めて総合的に判断してバス会社を選ぶ
- ③ 参考程度に、確認だけはする
- ④ その他 ()

問6 貸切バスの安全性を評価する制度ができた場合、バス会社の評価について、どのようなタイミング・方法で知りたいと思いますか。あてはまるものを全て選んでください。

- ① 旅行パンフレットへの記載等、旅行企画の段階で知りたい
- ② 旅行業者への申し込みやネット予約の際に、わかるようにしてほしい
- ③ 審査機関のホームページで、常に評価を受けたバス会社を明らかにしておいてほしい
- ④ バスに乗る際に安心できるように、バスの外面や内面にわかりやすいマークをつけてほしい
- ⑤ その他 ()

【参考】

最後に、参考までにお聞きします。

問7 高速道路を利用し、都市間を結ぶバスサービスには、「乗合バス」が運行するものと、「貸切バス」が運行するものがあること、両者の違いについてご存知でしたか。

- ① 知っていた
- ② 知らなかった

問8 今後、貸切バス会社に期待したいことがあればご記入ください。

()

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。